

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日	校長名		所在地																		
日本ウェルネス歯科衛生専門学校		平成17年4月1日	前田隆秀		〒175-0094 東京都板橋区成増1-2-5 (電話) 03-5968-3211																		
設置者名		設立認可年月日	代表者名		所在地																		
学校法人タイケン学園		平成9年10月30日	柴岡三千夫		〒175-0094 東京都板橋区成増1-12-19 (電話) 03-3938-8989																		
分野	認定課程名	認定学科名			専門士	高度専門士																	
医療	歯科衛生専門課程	歯科衛生士科Ⅱ部			平成25年文部科学省 告示第2号	-																	
学科の目的	基本的な知識、技術の修得を徹底し、さらに医療機関との連携により、現場で求められる能力を養い、いつの時も思いやりの心を忘れない歯科衛生士を育成する。																						
認定年月日	平成28年2月29日																						
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																
	3年 夜間	2500	1255	180	1065	0	0																
生徒総定員	生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																		
90人	60人	0	4人	31人	35人																		
学期制度	■前期:4月1日～7月31日 ■中期:8月1日～11月30日 ■後期:12月1日～3月31日			成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 定期試験結果・出席率・授業態度・小テスト・レポート・提出物等を含めた総合で評価する。 評定 A 90点以上 B 80点以上90点未満 C 70点以上80点未満 D 60点以上70点未満 E 60点未満 合格はD以上とする。																		
長期休み	■学年始:4月1日 ■夏季:8月第3週目1週間 ■冬季:12月26日～1月4日 ■学年末:3月30日～4月9日			卒業・進級条件	進級は学年毎の必須単位を修得することにより進級できる。 卒業は総合試験で及第点に達した者は卒業できる。																		
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 成績不良者の補講、長期欠席にならないようにする為に、早めの個別面談、保護者との面談を実施している。			課外活動	■課外活動の種類 タイケン学園グループの部活、サークル参加  ■サークル活動: 有																		
就職等の状況※2	■主な就職先、業界等(平成30年度卒業生) 歯科診療所、総合病院  ■就職指導内容 ・就職ガイダンスの実施 ・個別相談の実施  ■卒業生数 22 人 ■就職希望者数 20 人 ■就職者数 20 人 ■就職率 : 100 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 90 %  ■その他 ・進学者数: 0人			主な学修成果(資格・検定等)※3  ■国家資格・検定/その他・民間検定等 (平成30年度卒業生に関する令和元年5月1日時点の情報)  <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歯科衛生士国家試験</td> <td>②</td> <td>22人</td> <td>21人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	資格・検定名	種	受験者数	合格者数	歯科衛生士国家試験	②	22人	21人									※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等)  ■自由記述欄 (例)認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等		
	資格・検定名	種	受験者数		合格者数																		
歯科衛生士国家試験	②	22人	21人																				
(平成 31 年度卒業生に関する 2020年5月1日 時点の情報)																							
中途退学の現状	■中途退学者 0 名 2019年4月1日時点において、在学者60名(2019年4月1日入学者を含む) 2020年3月31日時点において、在学者60名(2020年3月31日卒業生を含む) ■中途退学の原因 0			■中退率	0 %																		
■中退防止・中退者支援のための取組 ・長期欠席にならない為、個別面談をした上で、保護者にも協力してもらい、退学に至らないようにしている。また、退学を希望する場合は、一旦休学をして気持ちを立て直し、次年度から再出発するように促している。 ・学費、子育てのサポート制度の充実																							

<p>経済的支援 制度</p>	<p>■学校独自の奨学金・授業料等減免制度： 無 ※有の場合、制度内容を記入</p> <p>■専門実践教育訓練給付： 給付対象 ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載 2018年度の給付実績者数16名 2019年度の給付実績者数15名 2020年度の給付実績者数12名</p>
<p>第三者による 学校評価</p>	<p>■民間の評価機関等から第三者評価： 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL)</p>
<p>当該学科の ホームページ URL</p>	<p><a href="https://taiken-jwd.com/">https://taiken-jwd.com/</a></p>

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業者の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者を含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

最新の歯科医療現場に即した質の高い人材の育成、実践的かつ専門的な知識と技術を高めていけるよう、業界団体および歯科医療現場の意見を活かし、次年度以降のカリキュラム、授業内容、実習内容の改善に活かしていく。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会規則第9条により、委員長又は委員長の指名する委員は、委員会の決定事項について校長及び教職員会議に報告しなければならない。

また、学校長は教育課程編成委員会での審議を通じて示された要請、情報、意見を十分に活かし、教育課程の編成に努めなければならない。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和元年7月31日現在

名前	所属	任期	種別
長谷 誠	ファイン矯正歯科 院長	2020年4月1日～ 2022年3月31日	③
下山 和弘	東京医科歯科大学 名誉教授	2020年4月1日～ 2022年3月31日	③
篠原 俊介	シノハラ歯科医院 院長	2020年4月1日～ 2022年3月31日	③
稲垣 昌博	昭和大学 富士吉田教育部 化学教室教授	2020年4月1日～ 2022年3月31日	③
工藤 貴之	工藤歯科医院 日本ウェルネス歯科衛生専門学校 非常勤講師	2020年4月1日～ 2022年3月31日	
前田 隆秀	日本ウェルネス歯科衛生専門学校 校長	2020年4月1日～ 2022年3月31日	
大川 浩子	日本ウェルネス歯科衛生専門学校 事務長	2020年4月1日～ 2022年3月31日	
渡辺 節子	日本ウェルネス歯科衛生専門学校 教務主任	2020年4月1日～ 2022年3月31日	
君島 茜	日本ウェルネス歯科衛生専門学校 教務	2020年4月1日～ 2022年3月31日	
猪島 恵美子	日本ウェルネス歯科衛生専門学校 教務	2020年4月1日～ 2022年3月31日	

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(5月、11月)

(開催日時(実績))

第1回 2020年6月17日 20:00～21:00

第2回 2020年11月26日 20:00～21:00予定

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

2020年度から新カリキュラムに移行し、高齢者施設、障害者施設での実習を開始することにしてはいたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、実施することが現時点では難しくなった。今後の状況にもよるが、この成果は次年度に持ち越すこと

2 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

歯科医療の現場において必要な知識、技術、態度を、患者様に係わらせていただき実践で習得する。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

シラバスに記載しているGIO、SBOsに基づいた臨床実習を実施する。臨床実習を適正にかつ安全に行うために、臨床実習Ⅰについては、日本歯科大学附属病院にて年間を通し毎月1回、各診療科の歯科医師、歯科衛生士、本校の担当教員、他校の教員で臨床教育部会を行っている。臨床実習Ⅱについては、開始前に臨床実習施設の指導教員と臨床実習Ⅱ計画書を基に打合せを行う。学生には臨床実習Ⅰ要領、臨床実習Ⅱ要領に基づき実習オリエンテーションを行う。臨床実習期間中は巡回を行い状況を把握、改善を行う。また、各科終了時に、各科歯科衛生士が記載した臨床実習評価表、生徒が毎日記入する臨床実習ノート、出席状況により総合的に評価する。

臨床・臨地実習Ⅰ 2年次9月～3月(450時間)歯科診療所

臨床・臨地実習Ⅱ 3年次4月～9月(450時間)歯科診療所

(3) 具体的な連携の例 ※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
臨床・臨地実習Ⅰ	歯科診療を効率的かつ効果的に行うために必要な歯科衛生士の役割について理解する 歯科衛生士業務に必要な基本的態度・技能・知識を身につける。SBOsを確実にできるようにする。	波多野歯科医院、赤羽歯科はっとり歯科医院、大月デンタルケア、松本歯科医院等、総数140施設
臨床・臨地実習Ⅱ	歯科診療を効率的かつ効果的に行うために必要な衛生士の役割について理解する。 SBOsに沿って歯科予防処置、歯科診療補助、歯科保健指導の知識、技術、態度を習得する。	波多野歯科医院、赤羽歯科はっとり歯科医院、大月デンタルケア、松本歯科医院等、総数140施設

※上記は2020年度2学年、3学年が該当。現1年(2021年度臨床実習)は新カリキュラムになる為、臨床・臨地実習ⅠⅡⅢⅣⅤに細分化される。

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針  
 ※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記  
 教職員に対する研修は、歯科業界で求められている最新の知識・技術を習得する実務研修および、授業内容・方法を改善し、指導力の向上を目指す研修があり、いずれも教職員の能力・資質を向上させ、本校の理念・目的・目標を達成することを基本方針としている。  
 研修の実施・参加にあたっては、教職員研修規程に基づき、各教員の経験・能力等を勘案して組織的に研修計画の策定を行っている。研修終了後には研修報告書を提出、教職員間で共有し、ノウハウを蓄積できるようにしている。学生支援やクラス運営に関わる指導力向上については、学校法人全体で力を入れており、組織的に研修を実施している。

(2) 研修等の実績

- ① 専攻分野における実務に関する研修等
- 研修名「第5回New Eraセミナー」(連携企業等:スタディグループNew Era)  
 期間:2019年6月2日(日)  
 対象:専任教員(Ⅱ部教員1名)  
 内容:歯科衛生士によるMFT
  - 研修名「第30回JAICHO学術集会」(連携企業等:JAICHO)  
 期間:2019年7月6日(土)～7日(日)  
 対象:専任教員(Ⅱ部教員1名)  
 内容:ネパールの歯科医療
  - 研修名「日本歯科衛生学会第14回学術大会」(連携企業等:日本歯科衛生学会)  
 期間:2019年9月15日(日)～16日(月)  
 対象:専任教員(Ⅱ部教員1名)  
 内容:治し支える歯科医療をめざして
  - 研修名「歯科衛生過程講習」(連携企業等:NPO法人 摂食介護支援プロジェクト)  
 期間:2019年10月6日(日)  
 対象:専任教員(Ⅱ部教員1名)  
 内容:臨床歯科衛生士が行う歯科衛生過程
  - 研修名「第6回New Eraセミナー」:(スタディグループNew Era)  
 期間:2019年11月17日(日)  
 対象:専任教員(Ⅱ部教員1名)  
 内容:人生100年時代のアンチエイジングケア
- ② 指導力の修得・向上のための研修等
- 研修名「教育委員研修」(連携企業等:全国歯科衛生士教育協議会)  
 期間:2019年5月10日(金)～11日(土)  
 対象:専任教員(Ⅰ部教員1名)  
 内容:歯科衛生学教育法

(3) 研修等の計画

- ① 専攻分野における実務に関する研修等
- 研修名「第11回学術集会Web」(連携企業等:日本歯科衛生教育学会 )  
 期間:2020年12月19日(土)～20日(日)  
 対象:専任教員  
 内容:歯科衛生教育の成長に向けてー教育と研究ー
- 新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、その他は未定
- ② 指導力の修得・向上のための研修等
- 新型コロナウイルスの感染拡大の影響により未定

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

医療関係者および卒業生等が参加し、歯科医療現場の最新の動向を踏まえた幅広い知見をもとに、学校運営や教育環境等について評価をもらい、その結果を次年度の教育活動および学校運営の改善の参考とする。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	1. 教育理念・目標
(2) 学校運営	2. 学校運営
(3) 教育活動	3. 教育活動
(4) 学修成果	4. 学修成果
(5) 学生支援	5. 学生支援
(6) 教育環境	6. 教育環境
(7) 学生の受け入れ募集	7. 学生の受け入れ募集
(8) 財務	8. 財務
(9) 法令等の遵守	9. 法令等の遵守
(10) 社会貢献・地域貢献	10. 社会貢献・地域貢献
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者評価委員会で協議した学力不足の学生のケアについて、解答解説の充実などを進めてきた。2020年からはカリキュラム変更でもっと充実できるようにしている。また、心のケアも臨床心理士に相談しつつ進めてきた。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和元年7月31日現在

名前	所属	任期	種別
長谷 誠	ファイン矯正歯科	2020年4月～2022年3月	企業等委員
田中 入	朝霞歯科医院	2020年4月～2022年3月	企業等委員
下山 和弘	東京医科歯科大学 名誉教授	2020年4月～2022年3月	企業等委員
倉俣 弥沙	大月デンタルケア	2020年4月～2022年3月	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期  
(ホームページ)

URL: <https://taiken-jwd.com/aboutus/koukai.html>

公表時期: 2020年7月31日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

企業等をはじめとした学校関係者に対し、本校の取り組み等を学校関係者評価委員会等のチェックを受け、ホームページ等で情報提供を行っていく。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	・学校の概要・教育方針・特色・学園の沿革・学校の沿革
(2) 各学科等の教育	・教育の特色・入学に関する受け入れ方針・カリキュラム・シラバス
(3) 教職員	・教職員
(4) キャリア教育・実践的職業教育	・キャリア教育への取り組み・実習・実技等の取り組み
(5) 様々な教育活動・教育環境	・サークル・部活動・学校設備
(6) 学生の生活支援	・子育てサポート・就職サポート・学生寮、学生マンション
(7) 学生納付金・修学支援	・授業料およびその他の経費・特待生制度・専門実践教育訓練給付金制
(8) 学校の財務	・学園で閲覧
(9) 学校評価	・自己点検・自己評価・学校関係者評価
(10) 国際連携の状況	・国際連携の状況
(11) その他	なし

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ)

URL: <https://taiken-jwd.com/aboutus/koukai.html>

## 授業科目等の概要

(歯科衛生専門課程歯科衛生士科Ⅱ部) 2020年度入学生からの新カリキュラム																
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携	
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任		
○			生物学	生命の誕生と進化、細胞の構造、組織器官の成り立ちを学び、生命の連続性と生体の恒常性、免疫機構などを学ぶ。	1前	30	2	○			○			○		
○			化学	医療に携わる上で必要不可欠な科学の基礎を学び、化学的な見方、考え方を学ぶ。	1中	30	2	○			○				○	
○			臨床心理学	人間を科学的に分析する心理学の基礎知識を学び、人間理解について考え、深める。	1前	30	2	○			○				○	
○			医療倫理	患者にとって安心して安全な歯科衛生士業務を行うための対策について学ぶ。	2前	15	1	○			○				○	
○			歯科英語	日本語を母国語としない患者さんに、公用語の英語で対応できるスキルを身につける。	1前	30	2	○			○				○	
○			自主創造	3年間の学びを効果的に行うための心構え及び学修技法の基本を身につける。	1前	15	1	○			○			○		
○			日本語表現法	資料などの内容を理解できるようにする。また、自分の意見を文章で表現できるようにする。	1前	15	1	○			○			○		
○			解剖学	自分の体を十分に理解した上で、歯科衛生士に必要な解剖学（ヒトの体の構造）の知識を習得する。	1前	30	2	○			○				○	
○			組織・発生学	細胞、組織、器官の関係を理解し、ヒトの発生過程を学び、歯科疾患を理解する基礎知識を習得する。	1前	15	1	○			○				○	
○			生理学・口腔生理学	人体および口腔の機能に関する基本的な知識を身につける。	1後	45	3	○			○				○	
○			口腔解剖学	歯の形態や、頭蓋骨の細かい構造や神経の走行など、頭頸部の詳しい構造を学習し理解する。	1前	30	2	○			○				○	

○	病理学・口腔病理学	病気の本態（原因、成りたち、経過、転帰を含む）を理解し、歯科衛生士として必要な病理学の知識を習得する。	1 中	30	2	○			○			○
○	微生物学・口腔微生物	病原微生物の性状と共に生体の感染防御メカニズムの基礎を学び、齲蝕と歯周病を中心とした口腔感染症の発症メカニズムに関する知識を習得する。	1 前	30	2	○			○			○
○	生化学・栄養学	生命・生理現象を化学的に理解し、栄養学を学ぶための基盤となる知識を習得する。また、栄養学の基礎的な事項を学び、栄養指導において活用するための知識を習得する。	1 後	30	2	○			○			○
○	薬理学	薬理学の基礎および歯科領域で使用される薬物について学ぶ。	1 後	30	2	○			○			○
○	口腔衛生学	歯・口腔の正常な状態と機能、歯・口腔に起こる健康障害を理解し、これらの疾患の発生の阻止や予防、健康増進の方法を身に付ける。また、歯科衛生士として必要な地域歯科保健活動の手法や実状を学ぶ。	1 前 中	60	4	○			○			○
○	衛生学・公衆衛生学	歯科衛生士に必要な、人々の健康増進に関する科学的・社会的分野の理解を深める。	1 中	30	2	○			○			○
○	歯科衛生統計	歯科疾患の疫学的特性を理解する。また地域歯科保健で得たデータの活用方法、解析方法を習得。	2 中	15	1	○			○			○
○	衛生行政・社会福祉	歯科衛生士が業務に従事する際、必要な法令を学ぶとともに、衛生行政や社会福祉のしくみについて理解する。	2 後	30	2	○			○			○
○	歯科衛生士概論	歯科衛生士が具備すべき知識・技術・倫理観や業務の展開、歯科衛生士の理念を理解し、心構えを習得する。	1 前	30	2	○			○			○
○	歯科臨床概論	歯科診療の概略を理解する。	1 中	15	1	○			○			○
○	保存修復学	硬組織疾患の抑制、修復について科学的知識および技術体系を理解する。	1 後	20	1	○			○			○
○	歯内療法学	歯髄疾患、根尖部の疾患について科学的知識および技術体系を理解する。	2 前	20	1	○			○			○
○	歯周治療学	歯周疾患の発症から病変の進行、診査、治療法を理解し、臨床で有効に活用できる能力を習得する。	2 前	30	2	○			○			○
○	歯科補綴学	歯の欠如や歯列の欠損の補綴、修復物、管理、補綴物介入の功罪、身体機能との関係を学び、補綴治療の歯科医学的意義を理解する。	2 前	30	2	○			○			○

○		口腔外科学	顎・顔面・口腔領域に生じる疾患の原因・病態・病状・対応を知り、口腔外科小手術に対する準備や手順について理解する。	2前	30	2	○			○							○
○		小児歯科学	成長発達の過程にある小児の心理的、身体的、生理的特徴を理解し、正常な発育のサポートができる知識を習得する。	1後	30	2	○			○							○
○		歯科矯正学	矯正治療に必要な知識を得る。	2前	30	2	○			○							○
○		歯科放射線学	放射線の利益および害を理解し、人体における放射線の生物学的影響や防護の重要性を学ぶ。	2前	30	2	○			○							○
○		高齢者歯科学・障害者歯科学	高齢者や障害者における口腔の健康維持増進の重要性およびその特徴について理解する。	2後	30	2	○			○							○
○		歯科予防処置Ⅰ	歯周疾患を予防し健康を維持・増進させるための専門基礎知識を理解する。	1中	30	2	○			○							○
○		歯科予防処置Ⅱ	歯周病を予防し口腔の健康を維持・増進させるための知識・技術・態度を修得する。	1中後	45	1				○	○						○
○		歯科予防処置Ⅲ	口腔疾患を予防し健康を維持・増進させるための専門基礎知識を理解する。う蝕を予防し口腔の健康を維持・増進させるための知識・態度を修得する。	2前	30	2	○			○							○
○		歯科予防処置Ⅳ	う蝕を予防し口腔の健康を維持・増進させるための知識・技術・態度を修得する。	2前	30	1				○	○						○
○		歯科予防処置Ⅴ	口腔疾患を予防し健康を維持・増進させるための専門知識を理解する。対象者の情報を分析し個人に適した予防計画を立案し説明できるようにする。	3前	30	2	○			○							○
○		歯科保健指導Ⅰ	人々の生涯にわたる健康維持・健康回復への指導・支援を行うために、基礎知識と技術を学ぶ。	1前	60	4	○			○							○
○		歯科保健指導Ⅱ	臨床および公衆衛生の場で、年齢対象別等さまざまな状況に対応した歯科保健指導ができる能力を培い、実践できるようにする。	2中	30	1				○	○						○
○		歯科保健指導Ⅲ	歯科保健指導の総仕上げをする。	3前	30	2	○			○							○
○		臨床検査学	臨床検査の重要性を認識し、歯科衛生士として知っておかなければならない知識等を習得する。	3前	15	1	○			○							○



○		歯科麻酔学・救急蘇生法	患者の全身状態の把握と評価を学び、歯科治療に伴う麻酔法や患者管理法を理解する。また、緊急偶発症発現時の初期対応と救急蘇生法を習得する。	2中	15	1	○			○										
○		歯科診療補助Ⅰ	歯科診療の補助を行える歯科衛生士になるために必要な基本知識をつけ、医療人としての心構えを理解し、技術と態度を修得する。	1中	30	2	○			○										
○		歯科診療補助Ⅱ	歯科診療補助を行える歯科衛生士になるために必要な基本知識をつけ、医療人としての心構えを理解し、技術と態度を修得する。	1後	30	1				○	○									
○		歯科診療補助Ⅲ	臨床の場で自主的に歯科診療の補助ができるようになるため、各臨床科目の特徴を含んだ知識・技術・態度を修得する。	2前	30	2	○				○									
○		歯科診療補助Ⅳ	臨床の場で自主的に歯科診療の補助ができるようになるため、各臨床科目の特徴を含んだ知識・技術・態度を修得する。	2前	30	1				○	○									
○		歯科診療補助Ⅴ	歯科診療の高度化・複雑化に伴い、歯科診療の補助業務を効果的にできる歯科衛生士になるための知識を習得する。	3前	15	1	○				○									
○		主要歯科材料	歯科診療に使用する歯科材料の概要と各材料の特性・用途・取扱いと、その基礎知識について理解する。	1後	30	2	○				○									
○		臨床・臨地実習Ⅰ	専門科目別に個々に履修してきた基礎的、臨床的な知識・技能を総合的に結び付け、大学病院における歯科診療の流れを理解する。	2中後	225	5					○									○
○		臨床・臨地実習Ⅱ	大学病院において、各専門分野の理解を深め、診療補助および患者指導の方法等、材料、器具の取り扱いと管理について習得する。	2後	225	5					○									○
○		臨床・臨地実習Ⅲ	歯科診療所の業務内容、及び歯科医療チームの一員としての歯科衛生士の心構えを身に付け、業務を遂行する上で必要な能力について理解を深める。	3前	225	5					○									○
○		臨床・臨地実習Ⅳ	歯科診療所の業務内容、及び歯科医療チームの一員としての歯科衛生士の心構えを身に付け、業務を遂行する上で必要な能力について理解を深める。	3前	180	4					○									○
○		臨床・臨地実習Ⅴ	社会福祉施設実習を通して、公衆衛生活動における福祉施設役割と機能を理解する。また、対象者とのコミュニケーション能力や介護技術の援助ができるようにする。	3中	45	1					○									○
○		歯科保険請求事務	医療保険制度と保険点数算定の仕組みを理解し、レセプト作成方法を身につける。	2後	30	2	○					○								○
○		マナー接遇	接遇の心と技術を学び、社会人としての常識・知識を確認し、コミュニケーション能力を高める。	1中	30	2	○					○								○

○	○	コミュニケーション論Ⅰ	医療人にとって必要な情報伝達について学ぶ。	1 後	30	2	○		○		○
○	○	コミュニケーション論Ⅱ	コミュニケーションを通じて自己理解、他者理解を深める。	2 前	15	1	○		○		○
○	○	手話	聴覚障害の方とのコミュニケーション方法を習得し、聴覚障害の特性を理化学し、バリア解消の実践を行う。	2 前	15	1	○		○		○
○		総合演習	国家試験対策	3 中 後	180			○	○		○
合計				57科目	2500単位時間( 108単位)						

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
期末ごとに各科目の試験を行い、及第点を満たせば単位認定、臨床実習については臨床実習施設が記載した評価表と出欠席等で判定、単位認定。各学年末に進級の可否を決定する。卒業については、3年次の1月に総合試験を行い、及第点に満たない者は卒業できないとしている。ただし、国家試験まで日数がある為、伸び代を考え2月末に行う卒業判定会議で決定する。	1学年の学期区分	3期
	1学期の授業期間	15週

(留意事項)

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。